

法律の題名が、「〇〇基本法」というように、「基本法」の用語を付しているものをいう。

基本法であれ、その他の法律であれ、国法の形式としては、いずれも、国会の議決によって成立したもので、両者でその形式的効力の点に異なるところはないが、「基本法」は、一般の法律に比べて次のような特色を有する。

- 1) 国政に重要なウエイトを占める分野について、国の制度、政策等の基本方針が明示される。
- 2) 基本法と同一の分野に属するものを対象とする他の法律に対して優越する性格を有する。
- 3) 基本法に定める事項の運用の重要性に鑑み、通常の諮問機関とは異なる、基本的な施策の推進等の事務をつかさどる機関が設けられることが多い。
- 4) その性格上、直接に国民の権利義務に影響を及ぼすような規定が設けられることはまれで、通常、その大半は、訓示規定か、いわゆるプログラム規定で構成される。

出典：「法令用語辞典(第9版)」を一部抜粋

○ 「基本法」のパターン

総則

- ・ 目的
- ・ 基本理念
- ・ 責務 等

基本的施策

計画等

* 現在効力を有している「基本法」38法律(うち、閣法は17法律)は、概ね上記のような枠組みとなっている。

* 訓示規定とは、各種の規定のうち、裁判所や行政庁に対する指示の性格をもつにすぎず、それに違反しても行為の効力には影響がないとされるもの。

* プログラム規定とは、国の努力すべき政策・施策の基本的な目標を指示しながら、その具体的な内容については立法権・行政権の裁量に委ねるという性質を持つ規定。

出典：「新版・新法律学辞典」等を要約

これまでに制定された「基本法」(閣法)

1. 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
2. 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)
3. 森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)
4. 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)
5. 土地基本法(平成元年法律第84号)
6. 環境基本法(平成5年法律第91号)
7. 中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)
8. 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)
9. 食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)
10. 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)
11. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)
12. 水産基本法(平成13年法律第89号)
13. 知的財産基本法(平成14年法律第122号)
14. 食品安全基本法(平成15年法律第48号)
15. 住生活基本法(平成18年法律第61号)
16. 教育基本法(平成18年法律第120号)
17. 国家公務員制度改革基本法(平成20年法律第68号)

「基本法」に規定される内容について(例:住生活基本法(抄))

目的:基本法に規定する事項及び究極的な目的を規定(第一条)

この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

基本理念:目的規定を踏まえて、基本法が対象とする事項のあるべき姿、施策の推進に当たって旨とすべき事項等について、基本的な考え方を規定(第三条～第六条)

例)(現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等) 第三条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展、生活様式の多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、居住者の負担能力を考慮して、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給、建設、改良又は管理(以下「供給等」という。)が図られることを旨として、行われなければならない。

責務等:基本理念を踏まえて、関係者の責務等を規定(第七条～第十条)

例)(国及び地方公共団体の責務)
第七条 国及び地方公共団体は、第三条から前条までに定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2・3 (略)

基本的施策:基本理念並びに国及び地方公共団体の責務規定を受けて、行政が実施すべき施策の基本的な方向性を具体的に規定(第十一条～第十四条)

例)(住宅の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化)
第十一条 国及び地方公共団体は、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の供給等が図られるよう、住宅の地震に対する安全性の向上を目的とした改築の促進、住宅に係るエネルギーの使用の合理化の促進、住宅の管理に関する知識の普及及び情報の提供その他住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化のために必要な施策を講ずるものとする。

計画:施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画について規定(第十五条)

例)(全国計画)
第十五条 政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画(以下「全国計画」という。)を定めなければならない。

2～6 (略)

「基本法」に基づく行政の展開の体系のイメージ

基本法

目的

基本理念

国等の責務

基本的施策

計画

* 基本法においては、直接に国民の権利義務に影響を及ぼすような規定が設けられることはまれで、通常、その大半は、訓示規定か、いわゆるプログラム規定で構成

個別法の制定等

基本法の考え方に基づき、個人の権利に対する規制、事業への参入に係る許認可の手續等を規定

予算措置等

基本法の考え方に基づき、個別の課題の解決への取組みに対して支援を行う予算措置、目指す方向へ誘導する税制措置等を実施

行政運用

基本法の考え方に基づき、個別の具体的な事象に対応して、法令、予算等の制度を執行